

グローバル社員養成支援事業募集要項

1 趣旨

県内中小企業が取り組む海外販路開拓事業や、これに必要な研修、実習などの人材育成事業を支援することにより、グローバル社員を養成し、売上げや利益の増加などの業績改善による社員の処遇改善を図るとともに、県内企業の海外での一層の販路開拓を推進し、本県経済の飛躍に繋げるものです。

2 募集から委託先選定までの手順

グローバル展開に意欲的な県内企業から、公募により委託先を募集し、別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、委託先を選定します。

応募多数の場合や審査結果によっては、対象とならない場合もあります。

3 事業の対象者

県内に事業所を有する中小企業、その他の法人又は法人以外の団体等で、海外販路開拓や海外進出及び海外出店に取り組むもの。

4 対象となる事業

(1) 海外販路開拓事業

- ①海外での見本市・フェア、商談会等への出展・参加
- ②海外での商談、現地調査等への参加
- ③海外展開のための国際見本市、商談会等への出展・参加
- ④海外バイヤーを招へいしての商談会等の開催

(2) (1) の海外販路開拓事業を実施するための人材育成事業

5 対象経費

(1) 海外販路開拓事業

- ・ 出展負担金、会場装飾費、展示品等輸送費、現地通訳費
- ・ 広告宣伝費（広告掲載費、広報ツール作成費等）
- ・ 海外渡航旅費（長期滞在（概ね1週間を超えるもの）費用は除く。）
- ・ 海外バイヤー招へい費用

(2) 海外販路開拓に係る人材育成事業

- ・ 研修講師謝金、旅費
- ・ 語学研修等参加費用
- ・ その他、当該事業実施に要する経費

(3) 委託料上限額

4, 500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 委託期間

契約締結の日から平成27年3月20日（金）まで

7 応募要件

- (1) 県内に本拠を有し、徳島県との緊密な連絡体制が確保できること。
- (2) 海外販路開拓、海外進出及び出店等に向けて意欲的であること。
- (3) 事業の実施にあたり、賃金の上昇等に係る定量的な目標について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき賃金引上げ等の処遇改善をおこなうこと。

8 応募申込

事業計画書（処遇改善計画を含む）を作成し、平成26年7月24日（木）までに、徳島県グローバル戦略室にお申込み下さい。

9 申込先

徳島県商工労働部観光国際局国際戦略課グローバル戦略室

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2320

F A X：088-621-2851

E-m a i l：ishiro_kumiko_1@pref.tokushima.lg.jp

10 選定方法

- (1) 別に設置する選定委員会において、審査を行い、受託企業を選定します。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。
 - ① 事業計画書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ② 受託企業とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

11 審査結果

審査の結果については、すべての応募者に書面で通知します。（審査結果の通知は7月末頃の予定です。）